舞台芸術支援事業 応募要領

令和8年度(前期)

練馬区民が良質な舞台芸術公演を鑑賞する機会を増やし、区民文化の向上を図ることを目的として、練馬文化センターおよび大泉学園ゆめりあホールで行われる公演を支援します。

令和8年度(前期)の事業を募集します。応募要領を確認の上、お申込みください。

1 支援内容(審査により、支援の可否およびA・B支援を決定します)

	1、(留置により、文派の引音のより)
	(1) ホール施設使用料の補助
	① 公演当日のホール使用時間帯枠の使用料を補助します。
	② 利用日数・区分に関わらず、平日全日使用料1日分を上限とします。
	③ 予算額の範囲内で助成を行う為、申請件数等によって補助額を調整します。
A支援	④ 付帯設備使用料や楽屋・リハーサル室等の使用料、超過等に伴う追加費用は
	補助対象外です。
	(2) 広報協力
	区立施設へ公演チラシを配布します。
	練馬文化センターHP 内、普及・支援のページに公演情報を掲載します。
	(1) 広報協力
B支援	区立施設へ公演チラシを配布します。
	練馬文化センターHP 内、普及・支援のページに公演情報を掲載します。

2 対象となる団体

- (1) 継続的に活動している団体で、事業に関して十分な実績を有すること。
- (2) 計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。
- (3) 所在の明確な事務所を有し、一般からの電話等による問い合わせや協会との相互連絡等に 良好に対応できる団体であること。
- (4) 政治活動または宗教活動を目的としない団体であること。
- (5) 事業を行うにあたり、練馬区民へ入場料の割引を行うなど、区民の鑑賞機会の増加または 区民文化の向上および振興に寄与する提案をしていること。

3 対象となる公演内容

- (1) **令和8年4月1日(水)~令和8年9月30日(水)**に練馬文化センターまたは大泉学園ゆめりあホールで行われる公演。
 - ※申請時点で、公演会場として利用する施設の利用承認を得ていること。
- (2) 鑑賞されることを目的として行われる、プロの出演者(演奏家、役者、ダンサーなど)による良質な舞台芸術公演で、練馬区の文化芸術の振興に寄与すると認められるものであること。

- (3) 一般を対象にしたものであること。
- (4) 出演者、演目等一般周知に必要な事業内容が明確であること。
- (5) 有料入場の事業であること。
- (6) 特定の政治的または宗教的目的を有しないものであること。
 - ※対象外公演(例)・・・◆ピアノ・バレエ・カラオケなどの各種発表会
 - ◆大多数の出演者にアマチュアを含む公演(プロのゲスト出演が ある場合も含む)
 - ◆講演会、式典
 - ◆特定の会員のみを対象とした公演
 - ◆練馬区文化振興協会の文化団体補助金を受けている公演

4 提案事項について

練馬区民への入場料の割引など、区の文化振興に貢献できる提案をご記入ください。 なお、全ての項目を記載する必要はなく、主催者が実行可能な内容のみご記入ください。

5 申請・締切

書類に必要事項を記入し、下記へご提出ください。

- (1) 提出書類
 - ① 舞台芸術支援事業申請書
 - ② 事業計画書
 - ③ 施設利用承認書のコピー
 - ④ 過去の公演実績を示す参考資料(チラシ・プログラムなど) 【2~3種類程度】
 - ⑤ 申請する公演団体の参考資料(以下のうちいずれかを選択)

インターネット上にアップロード(YouTube など)した動画または音源 【URL を提示】

DVD または CD 【同一のものを 4 枚】

- ※URL の場合は、紙などに直接記載するか、または QR コードにしたものを添付し、ご提出ください。
- ※ 申請公演が初演の場合は、申請内容に類似した内容のもの。
- ※ DVD は必ず「ファイナライズ」の処理をしてください。
- ※ ブルーレイ不可。
- ※ 内容等について、申請後にお問合せする場合があります。
- (2) 申込期間

令和7年10月1日(水)~令和7年11月15日(土)必着

(3) 申込先

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37

練馬文化センター 舞台芸術支援事業 担当

※直接持参する場合は、練馬文化センター受付へご提出ください。(9:00~20:00)

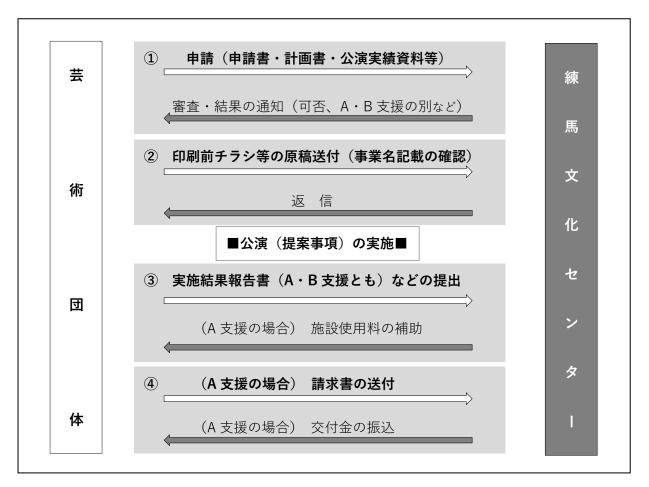
6 審査・結果通知

- (1) 支援の可否、および支援内容については、審査の上、決定します。
- (2) 審査結果は、12月中旬までに郵送にて通知します。

7 その他

- (1) 支援が決定した公演 (A・B 支援共) は、広報物(チラシ等)やプログラムに「(公財)練馬区文 化振興協会 舞台芸術支援事業」の名義を記載していただきます。
- (2) A・B支援ともに、事業実施後に報告書等を提出していただきます。なお、A支援の場合は報告書の受領後に、交付金額を決定し申請者に交付します。
- (3) 申請は1団体につき、年度内1事業までとします。
- (4) 本事業は、練馬文化センター・大泉学園ゆめりあホールの令和 8 年度からの指定管理者として(公財)練馬区文化振興協会が選定され、(公財)練馬区文化振興協会理事会において令和 8 年度予算案が議決された場合、また、令和 8 年第一回練馬区議会定例会において令和 8 年度予算が成立された場合に実施が確定します。

8 申請・通知の流れ



9 申込先・問合せ

練馬文化センター (公益財団法人練馬区文化振興協会) 事業係 舞台芸術支援事業 担当

〒176-0001 練馬区練馬 1-17-37 ☎03-3993-3311

info-neri@neribun.or.jp https://www.neribun.or.jp/nerima.html



練馬文化センターHP